

流山市告示第 25 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

平成 29 年 3 月 13 日

流山市長 井 崎 義 治

1 中間検査を行う区域

流山市市内全域

2 中間検査を行う期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

新築に係る一の建築物又は増築若しくは改築に係る一の建築物の部分が次に掲げる用途及び規模に係るもの（法第 18 条又は第 85 条の適用を受けるもの、法第 26 条第 3 号に規定する畜舎その他の政令で定める用途に供するもの、法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等を有するもの及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるものを除く。）

(1) 一戸建ての住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）で次のいずれかに該当する規模のもの

ア 地階を除く階数が 3 以上のもの

イ 床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの（分譲住宅に限る。）

(2) (1) に掲げる用途以外の用途に供する建築物で次のいずれかに該当する規模のもの

ア 地階を除く階数が 3 以上のもの

イ 床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの

4 指定する特定工程

次のとおりとする。ただし、法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の政令で定める特定工程を除き、(1) から (4) までの 2 以上の工程に該当する場合は、いずれか早期に施工する工程を、(1) から (4) までの

いずれかの工程を2以上の工区に分けて施工する場合は、2以上に分けた工区のうちいずれか早期に施工する工区の工程を特定工程とする。

- (1) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては、1階の鉄骨その他構造部材の建て方の工事
- (2) 鉄筋コンクリート造の建築物であって、地階を除く階数が1のものにあっては屋根及びはり（基礎ばりを除く。）の配筋の工事、地階を除く階数が2以上のものにあっては2階のはり及び床の配筋の工事
- (3) 木造の建築物にあっては、屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事（枠組壁工法を用いた建築物にあっては、屋根の小屋組の工事及び耐力壁の工事）
- (4) (1)から(3)までに掲げる構造以外の構造の建築物であって、地階を除く階数が1のものにあっては屋根版の取付けの工事、地階を除く階数が2以上のものにあっては2階の床版の取付けの工事

5 指定する特定工程後の工程

次のとおりとする。ただし、法第7条の3第6項の政令で定める特定工程後の工程を除き、既存建築物の全部又は一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装の工事を特定工程後の工程とする。

- (1) 鉄骨造の建築物にあっては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆の工事、外装の工事及び内装の工事
- (2) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物であって、地階を除く階数が1のものにあっては屋根及びはり（基礎ばりを除く。）のコンクリートの打ち込みの工事、地階を除く階数が2以上のものにあっては2階のはり及び床のコンクリートの打ち込みの工事
- (3) 木造の建築物にあっては、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁を覆う外装の工事（屋根ふきの工事を除く。）及び内装の工事
- (4) (1)から(3)までに掲げる構造以外の構造の建築物にあっては、構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎ぐいを除く。）を覆う外装の工事及び内装の工事

6 適用

この告示は、平成29年10月1日から平成34年3月31日まで

の間に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。

7 中間検査を行う期間の特例

平成29年10月1日から平成34年3月31日までの間に、法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物で、中間検査を受けていないものについては、2に掲げる中間検査を行う期間にかかわらず、同日後においても中間検査を行うものとする。